

人は、不在者投票をすることができます。

## 投票せず、投票しましょう！

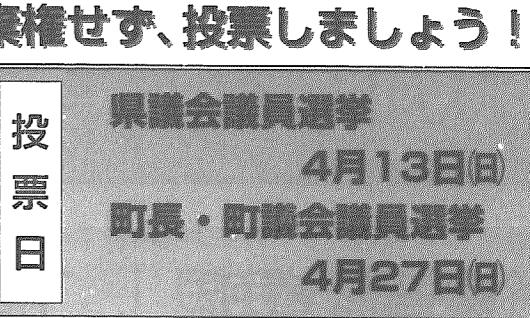
県議会議員選挙

4月13日(日)

町長・町議会議員選挙

4月27日(日)

投票日



|        |                  |
|--------|------------------|
| ◆期 間   | 4月22日(火)         |
| ◆場 所   | 横越町役場            |
| ◆時 間   | 午前8時30分～午後8時     |
| ◆持 参 品 | 入場券(入場券が届いている場合) |

また、指定病院などの不在者投票と身体障害者の郵便による不在者投票制度もあります。詳細については、広報3月号をご覧下さい。なお、身体障害者等の「郵便による不在者投票」の投票用紙の請求期限は、4月23日です。

詳しくは、町選舉管理委員会事務局(役場総務課内)へお問い合わせ下さい。(385-2111)

なお、県議会議員選挙の不在者投票は、4月4日から12日までです。詳しくは、広報3月号をご覧下さい。

詳しく述べられた後、2名の議員が一般質問に立ち、合併に向けての今後の取り組み、平成15年度予算の重点施策などについて、町長に質問しました。

10日から13日まで予算審査特別委員会等が開かれ、提案された予算について審議。14日に各別委員会と市町村合併調査特別委員会、最終日に本会議が開かれ閉会しました。提案された議案はすべて可決されました。

10日には、町長による行政報告、施政方針(関連記事2ページ)が述べられました後、2名の議員が一般質問に立ち、合併に向けての今後の取り組み、平成15年度予算の重点施策などについて、町長に質問しました。

10日から13日まで予算審査特別委員会等が開かれ、提案された予算について審議。14日に各別委員会と市町村合併調査特別委員会、最終日に本会議が開かれ閉会しました。提案された議案はすべて可決されました。

新校舎を見学する生徒たち



## 要保護および準要保護児童生徒 就学援助制度のお知らせ

### 横越町奨学生募集

経済的な理由で就学困難と認められる方に奨学生制度があります。

申込資格：横越町に1年以上住所を有する世帯、平成15年度入学又は在学中の大学生及び短期大学生で、日本育英会及び新潟県より奨学生金の貸与を受けている方。

貸付月額：短期大学は2万円、公立大学は3万円。

返還期間：貸付終了後6か月据え置き、5か年以内(短期大学生は3か年以内)。

申込書類：横越町奨学生貸与申請書(申込書類は教育委員会にあります)、所得証明書。

申請の方法：平成15年度要保護及準要保護児童生徒就学援助費申請書に所定の事項を記入の上、平成14年分の源泉徴収票のコピーを添付し、4月25日(金)までに教育委員会へ申請して下さい。

申請書は教育委員会に用意されています。

申込書類は教育委員会にあります)、所得証明書。

月7日から18日までの12日間の会期で開催されました。

初日には、町長による行政報告、施政方針(関連記事2ページ)が述べられました後、2名の議員が一般質問に立ち、合併に向けての今後の取り組み、平成15年度予算の重点施策などについて、町長に質問しました。

10日から13日まで予算審査特別委員会等が開かれ、提案された予算について審議。14日に各別委員会と市町村合併調査特別委員会、最終日に本会議が開かれ閉会しました。提案された議案はすべて可決されました。

10日には、町長による行政報告、施政方針(関連記事2ページ)が述べられました後、2名の議員が一般質問に立ち、合併に向けての今後の取り組み、平成15年度予算の重点施策などについて、町長に質問しました。

10日から13日まで予算審査特別委員会等が開かれ、提案された予算について審議。14日に各別委員会と市町村合併調査特別委員会、最終日に本会議が開かれ閉会しました。提案された議案はすべて可決されました。

## 総額68億円余の平成15年度予算 可決

### おもな 計 算

積立1億68万円、なかの保育園入所児童委託料428万円、小学校児童用机・椅子購入費219万円などを増額し、道路拡幅改良工事・土地購入6、130万円、小須戸町特別養護老人ホーム建設費負担金988万円、農地防災排水対策事業負担金590万円、河川盤沈下対策事業負担金570万円、古賀地区湛水防除事業負担金511万円、県営かんがい排水事業・下水道事業・家畜診療所の会計を合わせた総予算規模は、6会計で合計30億3、881万円、前年度比1億1、754万円増加。特別会計は、国民健康保険・老人保健・介護保険・水道事業・下水道事業・家畜診療所の会計を合わせた総予算規模は、6会計で合計30億3、881万円、前年度比1億1、754万円増加しました。

一般会計は37億7、700万円で、前年度比6、000万円増加。

横越町法定外公共物管理条例の制定

町内にある「法定外公共物」(道路法、河川法等の特別法で管理方法等が定められない里道、水路等)の一部が、平成15年4月1日付けで国から町に譲与されることになりました。

譲与を受けた法定外公共物の機能管理と財産管理、利用について定めています。

固定資産評価審査委員会委員の選任

宮澤熊一氏(72歳) 小杉(1)が選任されました。

申込資格：横越町に1年以上住所を有する世帯、平成15年度入学又は在学中の大学生及び短期大学生で、日本育英会及び新潟県より奨学生金の貸与を受けている方。

貸付月額：短期大学は2万5千円、公立大学は2万5千円、私立大学は3万円。

返還期間：貸付終了後6か月据え置き、5か年以内(短期大学生は3か年以内)。

申込書類：横越町奨学生貸与申請書(申込書類は教育委員会にあります)、所得証明書。

申請の方法：平成15年度要保護及準要保護児童生徒就学援助費申請書に所定の事項を記入の上、平成14年分の源泉徴収票のコピーを添付し、4月25日(金)までに教育委員会へ申請して下さい。

申請書は教育委員会に用意されています。

申込書類は教育委員会にあります)、所得証明書。

申込書類(申込書類は教育委員会にあります)、所得証明書。

申込書類(申込書類は教育委員会にあります)、所得証明書。

申込書類(申込書類は教育委員会にあります)、所得証明書。

申込書類(申込書類は教育委員会にあります)、所得証明書。

申込書類(申込書類は教育委員会にあります)、所得証明書。

申込書類(申込書類は教育委員会にあります)、所得証明書。

申込書類(申込書類は教育委員会にあります)、所得証明書。

申込書類(申込書類は教育委員会にあります)、所得証明書。

申込書類(申込書類は教育委員会にあります)、所得証明書。